

国立研究開発法人理化学研究所 環境資源科学研究センター 研究データの管理、公開、共有及び利用に関する実施ガイドライン（環境資源科学研究センター研究データガイドライン）

令和3年3月26日

環境資源科学研究センター

1. 目的

国立研究開発法人理化学研究所（以下、研究所）環境資源科学研究センターは、環境負荷の少ない「モノづくり」を理念に、持続的社会的な実現に貢献するための研究を行っている。

環境資源科学研究センターは、研究所が定める「研究データの管理、公開、共有及び利用に関する基本指針」（以下、基本指針）を継承し、環境資源科学に関連するデータの利活用促進を通じた研究所の研究推進及び研究成果最大化に貢献する。環境資源科学研究センター研究データガイドライン（以下、本ガイドライン）は、環境資源科学研究センターに所属する研究者等が適切かつ確実に研究データの管理が行えるよう、環境資源科学研究センターにおける研究データの取り扱いに必要な事項を定義することを目的とする。

2. 研究データおよび利活用データの定義、その他関連する用語の定義

[研究データ] 研究所の基本指針において、研究データとは研究所の研究活動を通じて取得、作成されたあらゆるデータをいう。研究データには、観測機器、計測機器、撮像装置等の研究機器から生成され収集されたメタデータを含むデータ、研究者自身が計測、考案して作成したデータ等が含まれる。本ガイドラインが対象とする研究データには、研究ラポノート、論文、およびデータベースシステムやソフトウェアコンポーネント等の計算機上で実行されるプログラム類は含まれない。

[利活用データ] 研究所の基本指針の定義に従い、研究データのうち、論文発表等に伴い公開が義務付けられたデータ、あるいは公開が義務付けられてはいないが、利活用によって科学技術の発展に貢献できると研究室主宰者が判断したデータを「利活用データ」という。

その他関連する用語

[公開共有フラグ] リポジトリに登録された利活用データについて、その公開共有の範囲を設定するための情報を公開共有フラグという。基本指針に従い、公開共有フラグには、「非公開」、「所内限定公開」、「所内外限定公開」、「公開」が含まれる。

[データ生成者] 研究データを生成した者(個人あるいはグループ)をいう。

[データ管理者] データ生成者により生成された研究データを、情報基盤や情報媒体を用いて管理する役割をもつ者をいう。必要に応じて公開共有フラグの設定や利用許諾の設定等、利活用データの管理を研究室主宰者の許可を得て行う。

[データ利用者] 利活用データを利用する者(個人あるいはグループ)をいう。

3. 研究データの管理

環境資源科学研究センターにおいては、本ガイドラインが対象とする研究データを原則的に電磁的な方法により管理する。紙媒体のような電磁的な方法で管理できないデータは電磁的な方法により管理できるよう適切に変換する。研究データの管理には、原則として研究所が整備する研究データリポジトリを利用する。環境資源科学研究センターにおいて研究活動を通じて取得、作成された研究の記録や研究データ（紙媒体の研究ラボノート及び電子媒体で保存されるファイルなどの研究記録等）は別途定める研究記録管理表等に従って管理する。

4. 公開共有フラグの設定による利活用データの共有または公開

研究データから選択された利活用データについて、研究動向やデータ利用者を見極め、随時適切な公開あるいは共有の範囲を設定・変更する。データ管理者が、公開共有フラグの設定・変更を研究室主宰者の承認を得て行う。公開共有フラグは、対象となるデータ利用者の範囲が狭い順に列挙すると以下の通りとなる。

[非公開] データ生成者、データ管理者、研究室主宰者あるいは研究室主宰者が指名した者のみがアクセス可能なデータに付与される。

[所内限定公開] 研究所内のデータ利用者が読み込むことができるデータに付与される。研究所内の者すべてを対象とすることも、パスワードやIPアドレスによるアクセ

ス制限などの手法を適用してその中の一部の者のみを対象とすることもできる。

[所内外限定公開] 研究所内外を問わず、単数あるいは複数のデータ利用者を対象にしたデータに付与される。

[公開] データ利用者を限定せず、何人も読み込み可能なデータに付与される。

公開データの取り扱いにおいては、研究分野やデータの種類によっては公共リポジトリの利用が好ましい場合がある。公共リポジトリが定めるデータ公開期間や利用許諾等の公開条件を総合的に勘案し、公共リポジトリの利用が適切な場合には公共リポジトリに公開データを登録する。この時、当該公開データに関連するメタデータ等については研究所が整備するリポジトリにも登録し公開することができる。

公開共有フラグは設定後、常に研究動向、利活用データの価値、共同研究の進展、公開の有効性等を総合的に勘案し、適切な設定となるよう努め、必要に応じた設定変更を研究室主宰者の承認の下でデータ管理者が行う。

5. 人を対象とする医学系研究における個人情報等の取り扱い

人を対象とする医学系研究の実施に当たり、環境資源科学研究センター内で生成された、あるいは研究所外から受領した個人情報を含む研究データについては、関係する規定・法令・ガイドライン等に沿って基づき適切に取り扱う。

6. 利活用データの公開猶予期間

論文発表等に伴い公開が義務付けられた研究データについては、原則として論文発表時までデータを公開する。ただし、論文掲載条件にデータ公開の猶予期間が規定されているといった場合には、その規程等に従う。また、利活用データの公開に関しては、当該利活用データに関連する研究の状況や研究実施時の契約や取り決め等を含む多様な側面から総合的に評価して個別に対応する。

7. 利活用データの利用許諾

利活用データの公開共有の範囲(公開共有フラグによって設定)と連動し、データ著作

権者の権利が侵害されないよう受取先に適切な利用許諾を示すよう努める。

8. 利活用データの保管期間とリポジトリでの管理方法

基本方針が定めるリポジトリに登録される利活用データの保管期間は、登録されてから原則 10 年間以上である。利活用データ保管期間中に科学技術が進歩あるいは潮流が変化する等の事情により、利活用データの利用価値が変動することも想定される。このため、データ管理者は、定期的に関リポジトリに登録された利活用データを確認し、当該データに適合した公開共有フラグと利用許諾の設定に努める。

9. データの削除

基本指針に従い、利活用データは 10 年間を保管期間とし、保管期間終了後は削除する。しかしながら、学術上の重要性を鑑みて保管期間を延長することが望まれる場合には、研究室主宰者の判断により期限をつけて保管期間を延長する。

他方、保管期間前に削除することが妥当と判断された利活用データは、妥当性を結論づける理由を添えて研究室主宰者の許可を得たうえでリポジトリから削除するとともに、その理由を当該リポジトリ上に削除前と同一の公開共有フラグを設定して登録する。

データの削除においては、データとそのメタデータとは必ずしも一体のものとして同時に削除する必要はなく、それぞれ適切な削除計画を立てるよう努める。

10. データ管理者の転出対応

リポジトリに登録された利活用データの管理は、原則データ管理者が責任を持って行う。データ管理者が環境資源科学研究センターから転出する場合には、データ管理者の所属長が管理責任を請け負う。ここで請け負った所属長は、別の担当者に管理を依頼することができる。誰も管理責任を負えない状況となる利活用データについては、環境資源科学研究センターあるいは情報システム本部の担当部所等に相談し、その管理方法について決定する。

以上